

# 宗教・文化研究所公開講座講演録要旨

## 朝覲行幸にみる天皇と儀礼

佐古愛己

はじめに

幕末の文化十四年（一八一七）三月二十二日、光格天皇が皇太子（仁孝天皇）に位を譲って以来、二〇二年ぶりに実施される讓位を前に、今回の公開講座でいただいたテーマは『天皇讓位』の時代―院政期の政治と文化―である。本稿では、「朝覲行幸」という年頭儀礼を取り上げて、平安時代の太上天皇（上皇）と天皇との関係について考えてみたい。

朝覲行幸とは、天皇が元天皇であつた―多くは父親や祖父である―太上天皇の御所を年始に訪ねて、太上天皇および天皇の母親である皇太后などに挨拶する儀礼である。天皇が鳳輦という輿に乗って院御所に行幸し、中門の外で鳳輦を降り、徒歩で御所に向い、御所の正殿で太上天皇と母后に「拝舞」を行い、その後、宴や贈物、舞楽や管

絃を楽しみ、最後に群臣に禄を賜つて内裏に還御するという儀式次第であった。

平安時代後期の貴族の日記によると、「朝覲行幸とは饗宴ではなく、至孝の礼を示す儀である」と記されており、そのことを示すのが拝舞という行為である。では、「拝舞」とは如何なるものなのか、また朝覲行幸が始まった歴史的背景は何かという問題について考えてみたい。講演では朝覲行幸の成立期から鎌倉期までを取り上げたが、本稿では紙幅の関係上、史料や論証は大幅に省略し、主として成立期の問題のみを取り上げることとする。当日のレジュメや別稿（拙稿「院政・鎌倉期における朝覲行幸の特質と意義―拝舞・勳賞・行啓の分析から―」元木泰雄編『日本中世の政治と制度』吉川弘文館、二〇二〇年度刊行予定）を併せて参照いただけると幸いである。

## 一 中国・日本における朝覲・拝舞（舞踏）という語義

「朝覲」という言葉は『周礼』『漢書』『礼記』などの書物に見られる通り、中国から伝わった。「春見曰朝、（中略）秋見曰覲」（『周礼』）とみえ、臣下が天子に拝謁する場合に限って使用される語で、臣下の礼を取るという意味である。また、中国では皇帝を辞めた人を太上皇帝というが、皇帝が太上皇帝に拝謁する場合には使用されない。「朝覲礼、如三国会儀礼」とあるように、中国の皇帝が「元会儀礼」つまり正月の朝賀儀で君臣から受ける礼として説明されている。

また、朝覲行幸の中で行われる作法「拝舞」は「舞踏」ともいい、渡辺信一郎氏の研究によると、中国唐代では元会儀礼の中で最も重要な二つの儀礼、すなわち朝賀と会儀を締めくくる所作として行われたり、任官・朝見等の際に官僚が皇帝に対して行ったという。「手の舞い、足の踏むを知らずとは歎びの至りなり」とあり、皇帝の恩愛

に対する無上の歓喜を表すと同時に、皇帝に対する臣従を表現する身体儀礼だった。

日本古代の史書において朝覲という語は、概ね外交と叙任との二つの場面でみられる。具体的には、前者では当時の政府が日本の方が上位だと認識（蕃国視）していた新羅と渤海宛に発給した国書の中に、「朝覲」という言葉がみえ、後者では天皇が位や官職あるいは禄などを臣下に賜った際、臣下が天皇に対して行う礼として、「拜舞」と記されている。

以上の通り、中国では、朝覲、舞踏ともに皇帝と臣下との君臣関係、臣従儀礼において使用される語であり、日本においても、本来は同様に臣下が天皇に行く最高の礼、あるいは、日本が主で、従と位置付けられている渤海や新羅といった蕃国との関係の中で使用する語であった。総じて日中ともに君臣関係やそれに類似する臣従関係にある場合に使用される語だったといえる。

## 二 先行研究における朝覲行幸の評価と本報告の課題

本来、臣従儀礼を示す朝覲・拜舞を天皇の行為として表現する「朝覲行幸」は非常に不可解な言葉である。この行幸に関しては、目崎徳衛氏をはじめいくつかの研究がなされてきた。目崎氏は、「朝覲行幸の理念は、父子間の道徳意識に基づく。この新しい行事の成立は、天皇の国政的権威が太上天皇の家父長的権威より下に置かれるに至った変化を象徴する」と述べられている。その後の研究も家父長的父母子秩序の儀礼とか、天皇家における家父長的秩序を明確化する儀礼、「家人の礼」であると評価している。また長谷部寿彦氏は、「正月朝覲行幸とは儒教思想、なかでも孝思想を前提とした年中行事」で、承和元年に成立したといい、承和元年（八三四）正月に仁明天皇が嗟

嵯峨太上天皇や淳和太上天皇に朝覲を行った時を成立年として重要視している。

こうした研究に対して、金子修一氏は、嵯峨天皇が書札の中で平城太上天皇に対して、自らを「臣」と表現していることを踏まえると、こうした儀礼は総合して「家人の礼」と言えるのだろうか、「君臣の礼」ではないだろうかと疑問を呈され、鈴木景二氏は、朝覲行幸は天皇と太上天皇の政治的緊張を回避して、王権の一体性維持を目指す意義があったと評価されている。つまり孝や礼、家父長的秩序を表す儀礼のみならず、政治的な意義も追求する必要性があるといえよう。

天皇と太上天皇との間に現実的に君臣関係があるとは想定し難いが、中国や日本の用例において君臣関係のみで使用される朝覲という語、あるいは拝舞という行為を、唐の文物の受容に積極的に中国の事情に特に詳しいと考えられる嵯峨が採用した理由を今少し考えてみる必要があるのではないだろうか。また、朝覲は天皇と太上天皇や皇太后、つまり父母子関係で実施される例が多いものの、平安前期の皇位継承は必ずしも父子ではなく、兄弟間の継承の場合もあり、非父子間でも朝覲は行われている。したがって、朝覲を家父長的な秩序を明確にする儀礼とのみ位置付けることは果たして妥当なのか疑問に感じられる。

以上の点に鑑みて、本報告では二つの問題点を取り上げた。一つは、朝覲行幸の初例の検討である。先行研究の多くは、仁明天皇が嵯峨太上天皇等に行った承和元年正月を重視するが、『類聚国史』巻二十八「天皇朝覲太上天皇」の記載に随い、大同四年（八〇九）八月三十日に、嵯峨天皇が兄である平城太上天皇のもとに朝覲したのを嚆矢としてその成立事情を検討する必要性があると考える。もう一つは、成立から鎌倉期まで見通した儀式内容の変化とその意味を考えることである。従来の朝覲行幸研究は礼や孝、家父長的秩序の問題に主眼が置かれ、平安前期または院政期と対象時期も限定的であり、時代の推移とともに儀式自体が如何に変化し、そのことが朝覲行幸の政治的

な意義とどう関係しているかという視点からの検討が十分にはなされていない。なお本稿では紙数の関係上、主として前者を取り上げることとした。

### 三 大同四年八月の朝観行幸

前掲『類聚国史』巻二十八「天皇朝観太上天皇」という項に朝観事例が列挙されている。その最初の記述を見ると、「嵯峨天皇大同四年八月癸卯、帝朝<sub>二</sub>于太上天后（天皇カ）<sub>一</sub>とあり、『日本紀略』同日条にもみえる。漢学の才に秀でた菅原道真編纂の『類聚国史』が、大同四年を「朝観の嚆矢」と位置付けている点は注視すべきと考えられる。つまり、朝観という言葉が中国や日本において、君臣関係やそれに準じる臣従関係でみられる行為に使用されることを熟知した上で、嵯峨の平城への行幸を朝観の初例と位置付けている点は注目すべきであろう。したがって承和元年以降の例を重視し、家父長的秩序を表す儀礼とする先行研究の評価に終始せず、最初に行われた大同四年の例を具体的に検討して、朝観行幸の本来の意味を考えてみたい。

『類聚国史』によると、大同四年の朝観の際、右大臣藤原内麻呂が奉献し、終日和やかな宴飲が行われたという。さらに前後の時期の政治的動向を取り上げると、大同二年十月、桓武天皇第二皇子伊予親王に謀反の企てがあると嫌疑がかけられ、翌月親王と母藤原吉子が大和国川原寺に幽閉され服毒自殺した。この事件は、平城天皇及びその側近の対立者を朝廷から排除して、皇太弟神野親王（のち嵯峨天皇）の勢力を抑えるために起こされた陰謀事件であると評価されている。嵯峨が即位したのが同四年四月、その四カ月後に行われたのがこの朝観である。さらに翌月には、皇太子高岳親王が父平城に奉献している。そして翌年九月、平城太上天皇が平城京への還都命令を出し、

「二所朝廷」の状態となり、「遷都の事に縁り、人心騒動」させたことに對し、嵯峨は即座に坂上田村麻呂以下の兵を派遣して太上天皇方を制圧、平城は捕えられ出家した。乱の首謀者とされた藤原薬子は服毒自殺、その兄仲成は射殺され、皇太子であった平城の皇子高岳親王は廢太子された、いわゆる「薬子の變（平城太上天皇の乱）」が起きている。

奈良時代から平安初期にかけて、皇位継承をめぐる事件が頻発している。この時期、皇位の嫡系相承は確立しておらず、天皇と太上天皇との不和が戦乱に至る可能性は十分にあった。かかる情勢の中で、未だ執政に執着する若き太上天皇と、平城の政策からの転換を図ろうとする嵯峨天皇や側近官僚たちとの間に生ずるであろう対立を回避もしくは緩和し、天皇と太上天皇が親和的協調関係にあると演出することを目指して、あえて臣下が天子に取る朝覲の礼や拝舞という行爲を行ったのではないだろうか。

寛敏生氏や春名宏昭氏の研究によると、日本令では天皇と太上天皇との別を示す規定はなく、両者の差異は不明であった。八世紀から続く太上天皇と天皇との立場が曖昧な関係を解消して、新しい太上天皇制の構築を目指すのが嵯峨の重要な政治課題の一つでもあった。そのため嵯峨天皇は自身が讓位する際、従来とは異なり、新天皇によって太上天皇という称号を受ける手続きを踏むとともに、内裏（紫極）から退去するという新しい行動をとった。天皇の位を退くと自動的に太上天皇になる自律的な存在から、新しい天皇によって太上天皇号を受けるとして、内裏が天皇の占有空間であることを示し、太上天皇を政務処理の場から制度的に排除する意義があったと考えられている。つまり、嵯峨は二所朝廷を克服して、八世紀的な天皇と太上天皇との関係を解消し、唯一至高の天皇の地位を確立することを目指したといえるのである。

#### 四 天長・承和の朝覲行幸

二例目となる朝覲行幸が行われたのは、嵯峨・淳和の次に即位した仁明天皇による父母・嵯峨太上天皇とその妻・太皇太后橘嘉智子に拝覲した天長十年（八三三）である。その翌年承和元年正月二日には譲位したばかりの叔父淳和太上天皇、四日に嵯峨と嘉智子へ朝覲を実施している。

ここで承和元年正月二日に着目すると、「天皇朝」覲後太上天皇於淳和院。太上天皇逢迎。各於中庭拜舞。乃共昇殿」（『統日本後紀』）とあり、淳和院の中庭において仁明天皇と叔父淳和太上天皇は、お互いに拝舞したことがわかる。一方、四日には天皇が両親に対して朝覲するが、これに先んじて嵯峨太上天皇が淳和院へ赴き、淳和に対して賀している点が注目される。拝舞が行われたとは記されていないため、おそらくは挨拶程度と推察されるが、わざわざ嵯峨が向いていることを考慮すると、天皇と複数の太上天皇が存在する場合に、頂点を敢えて明確にしない行為だと考えられる。これらは、「知世院国母之外不舞踏」（『後三条相国抄』「舞踏事」）として家長である本院と国母のみに天皇の拝舞の対象を限定した白河院政期以降と比較すると非常に興味深い点である。

ただこれ以降、ほぼ毎年の恒例行事として仁明天皇が朝覲したのは両親たる嵯峨と嘉智子であることを踏まえれば、朝覲行幸が天皇による父母子の礼の実践あるいは儒教思想、なかでも孝思想を前提とした年中行事とする先行研究の評価は首肯される。ではなぜこの時期に朝覲や拝舞が必要とされたのだろうか。

それを考える前に、朝覲の意義を考える上でもう一つ注目したい儀礼がある。当該期に行われている皇太子や（内）親王による天皇への朝覲である。

## 五 皇太子・(内)親王による朝覲

服藤早苗氏の研究によると、親王宣下を受けた天皇の子供は、七歳になると父天皇との対面儀式を行っていた。今回、天皇への朝覲事例を調査した結果〔表一〕参照)、皇太子や(内)親王が、父子関係にない(すなわち叔父・従兄弟・兄等にあたる)天皇にも拝覲を行っていたことがわかった。つまり、朝覲は父母子の礼の実践以外にも意義を考える必要があるといえよう。

親王宣下を受けた皇子女のみが天皇へ拝覲を行っている事実に着目すると、皇位継承の有資格者、皇位との近さが、朝覲の実施に関係していると思ふ。如上の朝覲がはじまった時期は、従来、令の規定では宣下を必要としなかった親王・内親王が、嵯峨天皇の皇子女以降、宣下を要することが慣例化され、親王たるべき皇子女が特定された時期である。

また皇太子や親王に関わる点として興味深いのは、葉子の変以降も皇位継承に関わる政変に巻き込まれてその地位を剝奪された(され得る)事件〔表二参照〕がたびたび発生しており、彼らは常に陰謀に巻き込まれる恐れがあったことが容易に推察される。

かような政治的背景を考慮すると、日本における天皇の礼の受容や孝敬の礼の実施という意義のみに留まらない、政治的意義も重視する必要があると思われる。

朝観行幸にみる天皇と儀礼

[表 1] 皇太子・親王による朝観事例

No	拝舞を行った人物	拝舞の対象	年月日	備考
①	正良親王(皇太子・嵯峨第二皇子・のち仁明)	叔父・淳和天皇	弘仁14年 (823) 4月21日	『日本紀略』「皇太子始着黄丹服。帶劔參入内裏、再拜舞蹈」
②	正子内親王(嵯峨皇女・淳和皇后)	父・嵯峨太上天皇、母・太皇太后橘嘉智子	天長2年 (825) 正月4日 同7・8年にも参観	『日本紀略』「掖庭公主参観冷然院」
③	恒貞親王(皇太子・淳和第二皇子) ※承和の変により廃太子	従兄弟・仁明天皇、祖父・嵯峨太上天皇、父・淳和太上天皇	天長10年 (833) 3月18日	『続日本後紀』「天皇御紫宸殿。皇太子始朝観。拜舞昇殿(中略)勅賜御衣。受之拜舞。早退。以當日須拜謁兩太上天皇也。于時皇太子春秋九齡矣。而其容儀礼数(敬カ)如老成人」
④	田邑親王(通康・皇太子・仁明第一皇子・のち文徳)	父・仁明天皇	天長10年 (833) 7月10日 承和11年 (844) 正月9日 同13年 (846) 4月1日 嘉祥2年 (849) 11月25日	『続日本後紀』「第一親王(田邑)朝観。于時春秋纔是七歳」、「皇太子入謁於清凉殿。拜舞」、「天皇御紫宸殿。皇太子入謁」、「皇太子入謁。於清凉殿」
⑤	忠良親王(嵯峨第四皇子)	兄・仁明天皇	承和元年 (834) 2月26日	『続日本後紀』「忠良親王朝観拜舞。以新冠也。天皇御紫宸殿」
⑥	宗康親王(仁明第二皇子)	父・仁明天皇	承和元年 (834) 8月7日	『続日本後紀』「宗康親王始謁観焉。于時春秋七歳也」
⑦	惟仁親王(皇太子・文徳第四皇子・のち清和)	父・文徳天皇	斉衡元年 (854) 8月14日	『文徳実録』「皇太子始謁観」

[表 2] 皇太子・親王に関わる事件（廃太子）等（葉子の変以降）

①	高岳親王（皇太子：平城第三皇子）	葉子の變の連座により廃太子。出家し、のち渡唐。羅越国（マレー半島南端カ）において死去。
②	恒世親王（皇太子：淳和第一皇子）	弘仁14年（823）淳和の即位に伴い東宮に立てられるも固辞。正良親王（仁明・嵯峨皇子）が立太子。
③	恒貞親王（皇太子：淳和第二皇子）	承和の變（842）により廃太子、出家。恒貞親王伝「辞意懇切。至于二至于三。天子不許。嵯峨太上天皇深以慰諭。兼加教督。於是對東宮大夫文室秋津、亮藤原貞守等歎云、孤屢輸青蒲之款、未降蒼昊之恩、諸君奈孤身何。語竟涕泣」→権力闘争に巻き込まれる事を憂慮し度々皇太子辞退を申し入れたが、嵯峨上皇や仁明天皇に慰留。恒貞は危機感を有していたか。
④	阿保親王（平城第一皇子）	弘仁元年（810）9月、葉子の變に連坐して大宰権帥に左遷され、天長元年（824）父平城上皇の崩後、嵯峨上皇の勅によって入京を許された。承和9年（842）7月10日、春宮坊帯刀伴健岑より謀反に誘われ、書を太皇太后橘嘉智子に送って密告した（承和の變の発端）。以後朝廷に出仕せず、同年10月22日急死（51歳）。密告の功によって一品を追贈される。
⑤	惟喬親王（文徳第一皇子）	母は従四位下紀名虎女、更衣静子。貞観14年（872）7月藤原良房薨去の直前、病気を理由に出家し、山城国愛宕郡小野に隠棲。嘉祥3年（850）11月、生後九か月の弟惟仁親王（清和）が三兄を越えて皇太子となる。文徳天皇も晩年、惟仁を辞讓させて惟喬を立てようとし、左大臣源信によって諫止されたと伝えられる。
⑥	淳和天皇	淳和天皇の詔（『日本後紀』天長元年（824）3月8日条）皇太后（母藤原旅子、前年に贈皇太后）の忌日に近い五月節実施をめぐって出された詔（「夫□絶窺覲、理資武備、防閑奸宄、実属戎昭」）＝淳和：母の忌日の翌日に節会をするのは心苦しい…しかし、皇位を狙う悪だくみを絶つのは、理として武備であり、悪しきものを防ぐのは軍備であるとして、兵士等の観閲実施を望んだ。→「夫□絶窺覲（皇位を狙う悪だくみ）」の可能性に言及。

おわりに

本来、君臣関係における最上礼である拝舞や朝観という行為や呼称を導入した意図は如何にという問題や、父子関係でない場合でも実施されるという実態を踏まえると、朝観行幸は「天皇家における家父長的秩序を明確化する儀礼」だとする通説的理解のみでは、この行幸の成立背景を説明し尽くせないと思われる。本稿では主として政治的背景に着目して、伊予親王事件から葉子の変に至る政治過程において、嵯峨天皇が平城太上天皇とのわだかまりを払拭し、親和的協調関係の構築を目指しつつ、融和的な関係を君臣たちにも知らしめる意図のもとに、天子自らが朝観や拝舞するという行為を敢えて実施したのが、朝観行幸のそもそもの始まりではなかったかと考えた。

そして嵯峨自身の讓位時の行動は、統治権の総攬者、唯一至高の地位としての天皇位の確立を目指すものではあるものの、太上天皇の国政への関与を完全に否定するとは全く言明していない点も留意したい。実際、嵯峨は淳和・仁明朝において太上天皇の意思で叙位を行うなど、国政関与の事例が見られる。ただし、その方法は、「有<sub>レ</sub>諷旨<sub>一</sub>、因所<sub>レ</sub>叙也」とあるように、「こういうことをやりたい」とやりわり伝えるというものであった。つまり、孝謙や平城が行っていたような天皇の意向とは無関係に太政官ルートを直接利用して国政に意思表明するのではなく、天皇に自分の意思をほめかして実現するのである。そのためには両者の個人的な親密さが重要となる。ところが、嵯峨の讓位を機として、天皇と太上天皇は居所を分かち、物理的・空間的に離れた存在になったため、両者の融和を図る儀礼が必要とされたのであろう。これが承和以降に朝観行幸が年中行事化した背景だったと考える。

そしてもう一つ、天皇と太上天皇の親睦を深め、また皇太子、親王等をめぐる皇位継承に関わる不穏な動きを抑

制するため、孝敬の礼を導入しつつ天皇家内部の融和を図り、それを群臣の前で実践し、加えて群臣らも参加して和やかな雰囲気を出し、政治的緊張を緩和することが、朝覲儀礼の政治的意義ではなかっただろうか。

以上のように、朝覲儀礼とその中核となる拜舞の実施は、平安前期特有の政治課題に即して誕生し、定着したといえよう。当然のことながら、摂関政治、院政と政治形態の変容に伴い、朝覲儀礼の有り方や意義は変化するがその点については、別稿で論じることとしたい。

#### 【主要参考文献】

- 大隅清陽「君臣秩序と儀礼」(大津透編『日本の歴史08 古代天皇制を考える』講談社、二〇〇二)
- 笈敏生『古代王権と律令国家』(校倉書房、二〇〇二)
- 栗林茂「平安期における三后儀礼について―饗宴・大饗儀礼と朝覲儀礼―」(『延喜式研究』一一、一九九五)
- 白根靖大「中世前期の治天について」(『中世の王朝社会と院政』吉川弘文館、二〇〇〇。初出は一九九四)
- 鈴木景二「日本古代の行幸」(『ヒストリア』一二五、一九八九)
- 長谷部寿彦「九世紀の天皇と正月朝覲儀礼の成立」(『国史学研究』三一、二〇〇八)
- 春名宏昭「平安期太上天皇の公と私」(『史学雑誌』一〇〇―三、一九九二)
- 春名宏昭「太上天皇制の成立」(『史学雑誌』九九―二、一九九〇)
- 服藤早苗「王権の父母子秩序の成立―朝覲・朝拜を中心に―」(『中世成立期の政治文化』東京堂出版、一九九九)
- 目崎徳衛『貴族社会と古典文化』(吉川弘文館、一九九五)
- 渡辺信一郎『天空の玉座―中国古代帝国の朝政と儀礼』(柏書房、一九九六)

〈キーワード〉

朝観 行幸 天皇 太上天皇 拝舞

